

令和元年度第2回東北大学医療安全監査委員会報告書

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会規程第2条第1項に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会規程第2条第1項に基づき、東北大学病院における医療安全に係る業務の状況について、以下のとおり管理者等からの説明の聴取を行うことにより報告を求め、また、現場を巡視することによって現状を確認することにより、監査を実施しました。

- ・日 時：令和2年2月6日（木）14：00～16：10
- ・場 所：3号館7階共用会議室
- ・委員長：武田 和憲（社会保険診療報酬支払基金宮城支部医療顧問）
- ・委 員：嶋森 好子（岩手医科大学看護学部長）
- ・委 員：三輪 佳久（齊藤・笹村法律事務所弁護士）
- ・委 員：原 忠篤（東北医科薬科大学病院病院長補佐（事務部部长））

2. 監査の内容及び結果

○東北大学病院の医療安全について

I. 医療安全管理に係る体制

以下の項目について説明があった。

- (1) インフォームド・コンセント運用委員会の設置

II. 医療安全推進室の業務

以下の項目について説明があった。

- (1) 平成30年度インシデントの年間分析
- (2) 口頭指示による解釈間違いからの誤投与
- (3) 手術時のマーキングの左右間違い
- (4) グラジオラス通信号外版の発行

III. 医薬品安全管理室の業務

以下の項目について説明があった。

- (1) 医薬品適正使用状況調査
- (2) 未承認等医薬品使用状況調査
- (3) 周術期休業継続・中止一覧の改訂
- (4) 安全性情報の周知状況の改善

IV. 医療機器安全管理室の業務

以下の項目について説明があった。

- (1) 従業者に対する安全使用のための研修
- (2) 保守点検の計画策定と実施
- (3) 安全使用のための情報収集と改善
- (4) その他

○院内巡視

・手術部

上記の部署を巡視し、業務の内容や実施状況を確認した。

3. 総括

東北大学病院は、特定機能病院が必要とする医療安全管理上の要件を満たしており、各種の課題についても鋭意取り組んでいることを確認した。今後は、以下の課題に取り組まれない。

インフォームド・コンセントについては、各医療機関が苦勞している点であると思うが、病院側の同席率が低いことは問題であるので、全ての事案に一律に同席を求めるのではなく、同席が本当に必要な事案に対して同席することができるよう、精査されたい。

医師のインシデント報告の割合が低いので、研修医のうちからインシデント報告を習慣付けるよう指導願いたい。また、3 b以上のインシデントが増加しており、適宜、改善が行われているが、改善後もPDCAサイクルが廻っていることを確認・記録し、フォロー願いたい。

医薬品の安全管理においては、薬剤情報の周知、禁忌薬のチェックなど病棟薬剤師の役割が益々重要になるので、今後の活用に期待する。

最後になるが、手術部でのQRコード刻印による器材の電子履歴管理や口頭指示・マーキングの実施率の把握等は、評価に値する貴院独自の取り組みであるので、今後も、このような優れた活動をより一層推進されたい。

令和2年2月18日

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会

委員長 武田 和憲